

議案第64号

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の概要

1. 改正理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月30日付公布、同4月1日施行され、公費を投入しての低所得者保険料軽減が強化されました。これを受けて、本市においても宝塚市介護保険条例の一部を改正し、軽減措置を強化します。

なお、令和元年10月に引き上げられた消費税の増収分を財源として、低所得者の介護保険料に係る軽減強化措置（10月からの下半期分）を令和元年度より実施しています。この軽減措置が令和2年度から通年で実施されることを受け、通年化後の軽減率を反映した保険料率とするため、条例改正するものです。

2. 改正内容

(1)基準額に対する国の標準割合

	第1段階	第2段階	第3段階
平成30年4月～	0.45	0.75	0.75
平成31年4月～ (10月以降6か月分)	0.375	0.625	0.725
令和2年4月～ (完全実施)	0.3	0.5	0.7

(2)基準額(年額70,700円)に対する宝塚市の割合(案)

	第1段階	第2段階	第3段階
平成30年4月～	0.45	0.625	0.75
平成31年4月～ (10月以降6か月分)	0.375	0.562	0.725
令和2年4月～ (完全実施)	0.3	0.5	0.7

(3)宝塚市の介護保険料額(案)

	第1段階	第2段階	第3段階
平成30年4月～	31,800円	44,100円	53,000円
平成31年4月～ (10月以降6か月分)	26,600円	39,700円	51,300円
令和2年4月～ (完全実施)	21,300円	35,300円	49,500円

3. 施行日

公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用します。